

三鷹市職員を募集中



☎職員課 ☎0422-29-9166

職種	一般事務上級	土木技術	建築技術	電気技術	保育士(上級)
募集人数	30人程度	5人程度	5人程度	5人程度	15人程度
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(時間、休日は配属先により異なる)				
給与※(月額初任給)	261,580円(大学新卒の場合、地域手当を含む)				
試験日程	1次試験=令和7年8月24日(日)				

※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。経験年数加算あり。
※募集内容など、詳しくは市HPでご確認ください。

☎7月31日(木)までに市HPへ

夏場のペットボトル排出削減にご協力ください!



☎ごみ対策課 ☎0422-29-9613

暑い時期は使用済みのペットボトルの量が大幅に増加します。ごみの減量や二酸化炭素排出量の抑制のため、排出削減にご協力をお願いします。

●マイボトルを持ち歩きましょう

家庭で用意した飲み物を水筒などに入れて持ち歩くことで、ペットボトルの削減に役立ちます。マイボトルを習慣的に使用することで、ごみの減量やペットボトルの製造時に生じる二酸化炭素の排出を抑制し、環境への負担を軽減できます。

●拠点回収や店頭回収を利用しましょう

使用済みのペットボトルは、市による月2回の収集以外に、公共施設やスーパーなどの一部でも回収しています。各回収場所のルールを確認のうえ、ご利用ください。

浸水への備えをお願いします



☎閘水再生課(市役所5階57番窓口) ☎0422-29-9749へ

落ち葉やごみで排水溝や側溝がふさがっていると、雨水が下水道に流れず、道路が冠水する原因になります。排水溝や側溝は小まめに清掃し、車の乗り入れブロックなどを置かないようご協力ください。

●止水板設置工事費などの一部を助成します

止水板は建物の出入り口に設置します。手軽に取り外しができ、突発的な集中豪雨の際に家屋への被害軽減が期待できます。



☎1年以上三鷹市に住民登録があり、住民税の滞納がない方

☎工事費用の2分の1(上限50万円)

●雨水浸透ますを設置しませんか?

建物の屋根に降った雨水を、地下に浸透させるための設備です。集中豪雨時には、下水道管に流れ込む雨水が減ることで浸水被害の軽減が期待できます。工事は通常1日で完了し、設置費用は市が負担します(設置後の維持管理は個人)。設置条件など、詳しくは市HP、または同課へお問い合わせください。



令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)

☎同給付金コールセンター ☎0422-29-9617
(平日午前9時～午後5時)



6年分所得税および6年度住民税の課税状況に基づき、7年1月1日時点で市内に居住し、次の「不足額給付Ⅰ・Ⅱ」いずれかに該当する方に給付します。

不足額給付Ⅰ(6年に実施した定額減税の対象だった方)

定額減税しきれなかった方(6年分の源泉徴収票等に「控除外額」の記載がある方)や調整給付の給付額に不足が生じた方へ、不足額を給付します(1万円単位へ切り上げ)。

6年分の源泉徴収票などに「控除外額」の記載がある方へ

6年7月末時点で定額減税しきれないと見込まれた方には、その額(控除外額)を1万円単位へ切り上げて、6年8～11月に「ミタカジユウテンシエンキュウフキン」という名称で給付済みです(表1)。通帳に記載の調整給付の給付額が源泉徴収票に記載の「控除外額」より大きい場合は、原則として、不足額給付の対象にはなりません(表2)。

また、複数の収入がある方や、公的年金などの収入が400万円を超えている方で、確定申告をしていない方は、合計所得から減税額を再計算するため、源泉徴収票に記載の「控除外額」分が全て給付されるものではありません。

●表1: 通帳の例

普通預金				
年月日	概要	お支払金額	お預かり金額	差引残高
00-00-00	振込 ミタカジユウテンシエンキュウフキン		●●,●●●円	

●表2: 令和6年分 源泉徴収票の例

控除済額 ●●,●●●円、	控除外額 ●●,●●●円
---------------	--------------

不足額給付Ⅱ(6年に実施した定額減税の対象ではなかった方)

5・6年度において税法上扶養親族などに入れなかった方、青色事業専従者・事業専従者(白色)・合計所得48万円超で、「令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金(7万円・10万円)」「令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)」の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方などへ、原則として4万円を給付します。

※上記以外の方でも対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認ください。

申請方法

市で対象と確認できた方

●支給のための情報を把握できた方

手続きは不要です。「支給のお知らせ」を順次発送します。

●支給のための情報を一部把握できなかった方

「確認書」を順次発送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。また、インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。

※上記の書類が届かなかった方(6年中の転入者など)でも「申請書」を提出することで受給対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認ください。

不足額給付発送用封筒



発送時期・給付時期

種類	発送物	発送時期	給付時期(予定)
不足額給付Ⅰ	支給のお知らせ	8月上旬以降順次(予定)	8月下旬以降順次
	確認書		9月上旬以降順次
不足額給付Ⅱ	支給のお知らせ	6月30日以降順次	7月24日(木)以降順次
	確認書	7月4日以降順次	8月上旬以降順次

「確認書」または「申請書」の場合は、不備のない申請などを受理してからおおむね30日後に指定の口座へ振り込みます。

申請期限

10月31日(金)(消印有効)